

建設発生土及び建設廃棄物の搬出先の明確化に関する新たな取り組みをはじめました。

大分県が発注する工事では、建設副産物の搬出先の明確化を図るため、令和5年1月より新たに下記の取り組みを行っています。工事受注者や搬出先等の関係者の皆様は、ご対応いただきますようお願いいたします。

ホームページURL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/hansyutusaki-meikakuka.html>

●再生資源利用計画、再生資源利用促進計画（以下「計画」）について

資源有効利用促進法判断基準省令の改定に伴い、下記の対応が必要となりました。

▼工事現場への掲示。

当該工事の計画を**工事現場の見やすい場所に掲示、または映像等により表示**することが義務付けられました。

※COBRISに登録した工事は、現場掲示様式を印刷することができます。印刷方法は下記ホームページをご確認ください。様式は国交省ホームページにも掲載されています。

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2178725.pdf>

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

▼変更計画の作成と報告

計画の内容に変更が生じた場合は**変更計画の作成と発注者への報告**が義務付けられました。

▼工事完成後の実施状況の記録と保存

計画の実施状況を記録し、**当該工事の完成後5年間保存**することが義務付けられました。

▼計画作成対象工事の規模要件の拡大（建設発生土）

計画の作成を要する工事の規模要件のうち、**建設発生土の要件が拡大**されました。

※上記の取り組みは法で定められており、公共工事以外の**民間工事も対象**となります。

※対象となる規模要件など、法や省令の詳細は下記ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2168310.pdf>

●大分県公共工事請負契約約款の一部改定について

入札契約適正化法に基づく指針及び公共工事標準請負契約約款の改定に伴い、大分県公共工事請負契約約款を改定し、**建設発生土の搬出先を契約書に明示**しています。

※契約書等については公共工事入札管理室の下記のホームページをご確認ください。

URL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/yakkan-kaisei.html>

●建設発生土受入証明書について

大分県土木建築部が発注する建設発生土の搬出が生じる工事のうち、発注者が設計図書で指定する工事については、搬出先事業者等から受注者に**「建設発生土受入証明書」を発行**していただき、完成検査等の際に**発注者や検査員に提示**していただくことで、搬出先や搬出量を確認することとしています。

※「建設発生土受入証明書」の様式は下記ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/hansyutusaki-meikakuka.html>

【問合せ先】大分県土木建築部 建設政策課 事業・環境評価対策班
TEL：097-506-4561



Oita Prefecture
Governor 大分県

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○資源有効利用促進法政省令の一部改正がされました。(公布:R4.9.2/施行:R5.1.1*)【下線部が改正点】

○今後、盛土規制法の施行に合わせ、更に資源有効利用促進法省令の改正を予定しています。

※施行日以降に契約する工事に適用

(1) 発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

(2) 契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

(3) 施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成等

- ・元請企業は、一定規模以上※の工事を施工する場合、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示することとなっています。
- ・また、工事現場において責任者を置くなど管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

(4) 竣工後に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の実施状況を把握して記録し、工事完成後5年間(改正前は1年)保存することとなっています。
- ・また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

※計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 } As塊 } …… 合計200t以上 建設発生木材 }	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 砕石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

※大分県注記：大分県内の公共工事では上表の工事に加え、「建設資材の使用または、建設副産物が発生する設計金額百万円以上の建設工事」についても、従前より計画を作成していただいております。

